平成27年 宮城県議会(定例会) 02月27日

【質問内容・大綱3点】

大綱1 震災復興の先を見据えた宮城のこれから

- ① 水素社会のビジョン
- ② 水素ステーション導入に向けたスケジュール
- ③ 水素に関する研究開発や実証実験プロジェクトの強化
- ④ 燃料電池関連の取り組みと成果
- ⑤ 水素社会の実現についての具体的構想
- ⑥ 食材王国みやぎの海外戦略
- ⑦ 外国人観光客の受け入れ環境整備と宮城の食の観光戦略における位置づけ
- ⑧ 県内の免税店舗数の現況に対する認識と目標数値
- ⑨ 免税手続販売を委託できる一括カウンターの整備
- ⑩ クールジャパン戦略について

大綱2 特別支援学校の狭隘化対策とスポーツ環境整備について

- ⑪ 特別支援学校の分校等の整備に向けた取り組み
- ② 仙台市における特別支援学校の設置
- ③ 特別支援学校の教育環境整備
- ④ スポーツ環境整備に向けた県有体育施設の整備計画と経費の見込み
- ⑤ アスリート育成に向けた具体的な目標及び障害者スポーツのアスリート育成

大綱3 領土教育の充実と正しい日本地図の活用について

- ⑩ 発達段階に応じた領土教育の指導方法
- ① 小中学校への正しい日本地図の配布・掲示及び領土教育の充実
- ⑧ 領土教育における教科書改訂までの期間
- ③ 教科書改訂までの正しい日本地図配布・掲示の方法

【前段】

戦後 70 年となる今年、夏には安倍首相による戦後 70 年の首相談話、いわゆる安倍談話が発表されます。戦後 50 年の村山談話、60 年の小泉談話とこれまで発表されてきた各談話は、我が国の外交、国際社会での位置づけに今日まで至るまで大きな影響力を持ち続けております。先の大戦に対する深い反省を示し、平和国家として自由と民主主義を守り、首相が掲げる積極的平和主義の理念に基づき、これまで以上に世界の平和と安定に貢献する強い決意を国民へ、そして、世界へ新たに示されることを願っております。

これからの日本が国際社会において果たすべき役割は、国内における内向きな議論だけでは済まされないほど、国際情勢は日々変化している現実も受けとめなければなりません。

2人の日本人のとうとい命が失われたISILによる日本人殺害脅迫事件は決して許すことのできない暴挙でありますが、我が国が国際協調の中で果たすべき責任の表裏一体にある。これが国際社会の現実です。今回の事件は、今のままでは国民を守る責務を果たし国の平和を享受することができないという根源的問題を改めて私たちに突きつけた事件でもありました。国の外交、安全保障、経済のすべてが国際社会の枠組みにある中で、これからの日本がなすべきこと、これからの日本のあり方を、戦後 70 年の節目に我が国の新たなる強い決意として示すことが、アジアを軸とし、世界を見据えた我が国のこれからの基軸となります。そして、長期政権も見据えられる現在の安倍政権において未来志向の談話が出されることは、国際社会における信用力を更に高めるものとなります。談話に示されるこれからの国家としての思いは、日本にある 47 都道府県の一つとしての宮城県。その県民である私たち一人一人が受けとめ、形にすべき思いとも言えるはずです。この思いへ重ね合うことを願いながら、今、宮城がなすべきこと、これからの宮城のあり方を、戦後 70 年のこの節目に県議会においても大いに議論してまいりたいと考えます。

知事が掲げる創造的復興は、これからの宮城県の未来につなげる種まきとしての思いがあります。県議会においても建設的な議論で、その種が未来に向かう成長をしっかりと支えなければなりません。そして、震災復興の道を歩む本県には、国内のみならず世界に向けて、その道のりを歩んでいる姿をこれからも発信していかなければならない責任があります。グローバルな視座を持ち、宮城県の今をとらえ、これから進むべき未来へ、自らの言葉を形としてつなげる覚悟を旨とし、以降、大綱3点についてお伺いして参ります。

【大綱1 震災復興の先を見据えた宮城のこれから】

質問1 水素社会のビジョン

知事は、環境に配慮する創造的復興を新たな重点施策に位置づけ、宮城県を東北における水素社会先駆けの地とすることを表明なされたことは高く評価するところでありますが、知事が思い描く復興の先を見据えた水素社会のビジョンをお聞かせください。

答弁 1. (村井嘉浩知事)

水素は、利用段階で二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーであり、エネルギー効率が高く、非常時対応にも効果を発揮できるほか、その利活用に際しては、産業振興の面でも効果が期待されております。我が県としても、積極的に水素エネルギーの利活用に取り組むこととし、平成27年度のできるだけ早い時期に、水素エネルギー利活用推進のためのビジョンを策定したいと考えております。具体的な検討は今後進めてまいりますが、現時点では、燃料電池自動車、いわゆるFCVや家庭用燃料電池であるエネファームの普及などにより、環境負荷の少ない地域社会の実現や災害に強いまちづくりなどを目指したいと思っております。

質問2 水素ステーション導入に向けたスケジュール

本県の 2015 年度一般会計当初予算において、燃料電池車の普及に向けた官民協働による協議会が今年の 4 月に設立する予定でありますが、具体的な国への要望等、水素ステーション導入に向けたスケジュールをお聞かせください。

答弁 2. (村井嘉浩知事)

FCVの普及のために必要な水素ステーションの整備には多額の費用を要し、国の補助が必要不可欠となっておりますが、国では、平成27年度までに首都圏、中京圏など四大都市圏を中心に100カ所程度の整備を行うとしており、その後の整備方針は明確となっておりません。このため、平成28年度以降の対象地域が我が県を含めた東北地方まで拡大されるように、国に要望してまいります。また、我が県でのFCVの普及や水素ステーションの導入を促進するため、今年4月にFCV製造事業者、水素供給事業者、行政機関などの関係団体で構成する協議会を設立し、水素ステーション整備時期などについても検討してまいります。

質問3 水素に関する研究開発や実証実験プロジェクトの強化

震災復興の歩みの中で、東北大学を中心とした産学官が一体となった先進的なエネルギー技術の研究開発プロジェクトを進めてきているところでありますが、水素をつくる、水素を運ぶ、水素を電気に変えるこの分野は、将来のビジネスチャンスでもあり、研究開発や実証実験プロジェクトをより強化していくべきであると考えますが、ご所見をお聞かせください。

答弁 3. (村井嘉浩知事)

東日本大震災後、再生可能エネルギーを活用した地域の復興を目指し、東北大学を中心として、東北復興次世代エネルギー研究開発プロジェクトが立ち上がりました。これにより、微細藻類の利活用や温泉熱によるバイナリー発電の実証実験などが行われ、一定の成果が見られているところであります。ご指摘のありました水素の活用については、残念ながらこのプロジェクトには入っておりませんが、水素エネルギーの利活用を推進するためには、水素の製造、運搬等の技術開発が不可欠であることから、東北大学や研究機関などに水素に関する研究開発が更に進められるように働きかけてまいります。協議会を設立し、水素ステーション整備時期などについても検討してまいります。

質問4 燃料電池関連の取り組みと成果

これまでの研究開発プロジェクトにおける環境関連新技術開発支援事業で進めてきた燃料 電池関連におけるこれまでの取り組みと成果をお伺いします。

答弁 4. (犬飼章経済商工観光部長)

水素社会の実現に向け、燃料電池など関連技術の研究開発を進めることは重要であると認識しております。県では、環境関連新技術開発支援事業として、産学連携による研究開発を支援してまいりましたが、このうち、燃料電池の技術開発については、平成 18 年度に 1 件の助成を行ったところです。その成果としては、助成対象企業において、ノートパソコンなど小型機器向けの燃料電池用に、水素を吸収し保存する材料の研究を行い、そのすぐれた特性を解明することはできましたが、量産化技術に課題があることから、事業化までには至っておりません。県といたしましては、今後とも燃料電池関連の研究開発について、県内企業のニーズに対応しながらクリーンエネルギー関連の補助事業などを活用し、支援してまいります。

質問5 水素社会の実現についての具体的構想

本県における水素社会の実現について、もう少し踏み込んだ、今後の動きをお聞かせください。

答弁 5. (村井嘉浩知事)

今のところ、具体的にこういうタイムスケジュールでこういうことをやるというところまでは至っておりません。まず、いろんな方に集まっていただきまして、お知恵を借りながら、水素社会を実現するためにどうすればよいか協議していただきたいと思っております。そのためにも、実際、車の場合はトヨタさんとホンダさんということで、その会社に行って直接お願いをいたしました。水素ステーションをつくるということになれば、JX日鉱日石さんやあるいは岩谷産業さんというところも必要だろうということで、そこも直接会社の方に行きまして、お願いをして入っていただくことにいたしました。その他バス事業者やタクシー事業者等にも入っていただいておりますし、東北電力さんにもお声がけをしております。今、いろんなところにお声がけをして、知恵を借りながら、どうすればいいのかということを組み立てていこうと思っております。いずれにしても、東北だけが遅れるというわけにはいきませんので、東北も四大都市圏に負けないように発展していくためにも、何としてもこの宮城の役割というものをしっかり果たしていきたいと思っているところであります。

質問6 食材王国みやぎの海外戦略

現在の宮城県産食材の販路開拓のサポート等も含め、これまでの海外戦略における具体的な取り組みと今後の考え方についてお伺いします。

答弁 6. (村井嘉浩知事)

県産食材の海外戦略については、ご指摘のとおり、食材王国みやぎの地域イメージを前面に出して展開していく必要があると考えております。このため、宮城県食品輸出促進協議会等と連携をいたしまして、海外食品見本市への宮城県ブースの出展や海外スーパーでのフェアを開催し、食材王国みやぎの普及浸透を図るとともに、海外での商談会参加に対する助成や海外バイヤーとの商談会開催などの販路開拓支援を行ってきたところであります。これまでの取り組みによりまして、海外バイヤーとのネットワークが構築され、新たな販路開拓につながるなどの成果があらわれている一方、食材王国みやぎの認知度はまだ不十分であると認識をしております。このことから、これまでの取り組みに加え、購買意欲が旺盛な新興国も

視野に入れ、国の輸出拡大戦略に呼応しながら、輸出品目や輸出量の拡大を目指すとともに、県産食材のイメージを強化するため、基幹となる品目を定め、重点的にプロモーションを行うなど、食材王国みやぎの魅力を海外に向けて強力に発信したいと考えております。

質問7 外国人観光客の受け入れ環境整備と宮城の食の観光戦略における位置づけ

外国人観光客にとって宮城県の玄関ともなる今後の仙台空港の民営化と周辺開発、そして各地域と連動させた県主導による観光戦略に宮城の食の消費促進を図ることを、大きな柱として位置づけしていただきたいと考えますが、今後の考え方もお伺いします。

答弁 7. (犬飼章経済商工観光部長)

外国人観光客の受け入れを拡大していくことは、宮城の食を世界に発信し、消費促進を図る観点からも重要と考えております。観光客受け入れの玄関口である仙台空港につきましては、今後決定する空港運営権者と連携して、空港内の物販・飲食機能の充実や、県産食材を活用したメニューの提供などを目指すとともに、観光客にも魅力のある周辺開発を関係自治体と協力しながら、民間事業者等に働きかけてまいります。また、県の観光戦略プランにおいては、食を我が県が誇る重要な観光資源の一つと位置づけ、その魅力の発信に取り組んでいくこととしております。県といたしましては、本プランを踏まえ、宮城の食について、ホームページや観光PR映像での紹介、観光物産展での展示販売などに取り組んできているところですが、今後は、国連防災世界会議などのさまざまな国際イベントの機会も活用しながら、国内外の観光客に対して、宮城の食をより積極的に発信してまいります。

質問8 県内の免税店舗数の現況に対する認識と目標数値

宮城県内の免税店の店舗数の現況に対する率直な認識と、目標数値などの設定があれば、お聞かせください。

答弁 8. (村井嘉浩知事)

昨年10月に免税制度が拡充され、すべての品目が免税の対象となり、県内の免税店舗数は、平成27年2月24日現在、132店舗と、この1年間で2倍以上となりましたが、今後、全国的にも増加していくことが考えられます。こうしたことから、我が県においても、外国人観光客の利便性を向上させるとともに、地方の名産品の消費拡大が図られるよう、免税店舗を更

に拡大させる必要があると認識をしております。このため、県といたしましては、免税店の普及拡大に積極的に取り組んでいる民間企業と連携し、まずは来年度中に免税店舗を現在の約2倍となる250店舗とすることを目指し取り組んでまいります。

質問9 免税手続販売を委託できる一括カウンターの整備

今後、免税店舗数の拡大を図るためには、京都府の先進事例のような免税手続を委託できる一括カウンター整備補助の施策検討が必要であると考えますが、ご所見をお聞かせください。

答弁 9. (犬飼章経済商工観光部長)

現在の免税手続は購入した店舗ごとに行う必要がありますが、今年4月からは、外国人観光客による地域経済の活性化を目的とした税制改正が行われ、一括カウンター方式により免税手続を行うことが可能となります。この制度改正により、店舗を超えて購入金額の合算が可能となり、免税手続もまとめてできるため、利便性が向上し、外国人観光客の拡大と消費額の増加につながることが期待されているところです。このため、県では、一括カウンター方式の整備について、京都府での事例を参考としながら、商工団体等の要望も伺い、補助制度の導入に向けた検討を進めてまいります。

質問 10 クールジャパン戦略について

クールジャパン戦略について、成功事例を一つわかりやすいものをつくっていくことがまず 大事だと思うので、そこを含めて、お聞かせください。

答弁 10. (村井嘉浩知事)

先行事例をつくるということは非常に重要だと思っております。海外で稼ぐ、また海外から どうやって呼び込んでいくのかというようなことを一つ一つつくっていかなければならないと思 っております。広く網をかけてやるというよりも、県単位の力ではこうやればこういうような成功 事例があるということをお示ししたいと思いまして、平成 27 年度、来年度はそういった個別具 体的なものを一つ一つ積み上げていきたいということも配慮しながら予算編成をしたというこ とでございます。

【大綱2 特別支援学校の狭隘化対策とスポーツ環境整備について】

質問 11 特別支援学校の分校等の整備に向けた取り組み

仙台圏域の市町の協力を得ながら、小学校や中学校、高校の余裕教室を活用し、特別支援学校の分校や分教室など、早急に整備すべきであると考えますが、現在の取り組み状況と そのスケジュールをお聞かせください。

答弁 11. (高橋仁教育長)

仙台圏域の県立知的障害特別支援学校の狭隘化については、その解消が喫緊の課題であると認識しており、今回策定した宮城県特別支援教育将来構想においても、地域の小中学校、高校等の校舎や余裕教室を活用した分校等の設置について示しております。現在、県立高校の施設活用の可能性について検討を進めるとともに、小中学校の設置者である市町とも調整を行っているところであります。具体の取り組み状況でありますが、高校については、柴田農林高等学校川崎校の施設の一部を活用した岩沼高等学園の分校設置に向けて調整を進めているところであります。また、分教室の設置については、仙台市及び塩竈市から協力の意向が示されたところであります。今後、できるだけ早期の実現に向けて更に関係機関との協議を鋭意進めてまいります。

質問 12 仙台市における特別支援学校の設置

特別支援教育の将来構想の中では、狭隘化への対応を図るため、仙台圏域における特別支援学校の新設が挙げられております。本県仙台市においても将来的には仙台市立特別支援学校の設置を検討すべきであると考えますが、仙台市との協議や調整を含め、お伺いします。

答弁 12. (高橋仁教育長)

今般策定した将来構想においては、狭隘化への対応として、仙台圏域における特別支援 学校の新設について検討する必要があるとしております。現在、地域の小中学校、高校等の 施設を活用した分校等の設置について調整を進めているところでありますが、これとあわせ て、平成 28 年度の女川高等学園の開設等に伴う児童生徒の動向も見極めながら、今後、具 体的な検討を進めていくこととしております。特別支援学校の狭隘化の問題については、仙 台市教育委員会とも協議を続けてきております。これまで、仙台市のご協力により、長命ヶ丘 小学校の余裕教室を活用し、光明支援学校の分教室を設置した実績もあり、現在も市立の 小中学校の余裕教室の活用について情報提供を受けているところであります。仙台市立の特別支援学校の設置については、仙台市において判断されることと認識しておりますが、県教育委員会としては、まず、県立特別支援学校の分教室の仙台市内への設置についてできるだけ早期に実現できるように、仙台市教育委員会との協議を加速してまいります。

質問 13 特別支援学校の教育環境整備

昭和 40 年代に建設され、県内の特別支援学校の中では最も古い建物となっております仙台市内の視覚支援学校と聴覚支援学校の建て替えを含めた本県の特別支援学校教育環境整備の進め方と現段階での検討状況もお聞かせください。

答弁 13. (高橋仁教育長)

視覚支援学校と聴覚支援学校は、いずれも昭和 40 年代に建設され、県内の特別支援学校の中では最も古い建物であり、その建て替えは重要な課題であると認識しております。東日本大震災以降、資材や人件費が高騰しており、学校施設の工事にもさまざまな影響が出ている中ではありますが、児童生徒の教育環境の向上に向け、校舎の改築等について、仙台圏域の県立特別支援学校の狭隘化の現状も考慮しながら検討してまいります。

質問 14 スポーツ環境整備に向けた県有体育施設の整備計画と経費の見込み

このたびの 2 月補正においても、スポーツ振興基金に総額約 30 億円の予算措置はされておりますが、具体的な整備計画とその総額見込みをお伺いいたします。

答弁 14. (高橋仁教育長)

今回のスポーツ施設の改修・整備の予算については、平成29年度の南東北インターハイや平成32年度の東京オリンピック・パラリンピックの開催も見据えて、県有体育施設の老朽化と長寿命化対策のために、基金に積み増しするものであります。改修等の主なものとして、平成29年度のインターハイ開催までに、宮城県総合運動公園の電気、空調の制御装置や監視カメラの更新、ヒルズ県南総合プールの可動床の改修整備などを実施し、平成32年度のオリンピックに向けては、ひとめぼれスタジアム宮城の液晶ビジョンや天然芝の更新などを行うこととしております。更に、今後10年間ではセントラルスポーツグランディ21総合プールの設備更新やテニスコートの改修などを順次進めることとしており、県有体育施設の改修・整備に要する費用の総額は、あくまで現時点における概算でありますが、おおよそ60億円と見込

んでおります。我が県の更なるスポーツ振興に向けて、今後、計画的に施設の改修・整備に取り組んでまいります。

質問 15 アスリート育成に向けた具体的な目標及び障害者スポーツのアスリート育成

国体やインターハイにおいて本県選手が活躍できるように、能力のある選手の発掘と育成、 高い指導力を持つ指導者の養成など、しっかりと強化を図っていくことが重要であります。具 体的にどのような目標を掲げ、アスリートを育成していくのか、お伺いします。また、障害者スポーツのアスリート育成についてもご所見をお聞かせください。

答弁 15. (村井嘉浩知事)

平成 34 年度までを計画期間とした宮城県スポーツ推進計画では、国体の男女総合 10 位台の維持や、オリンピック・パラリンピックにおける我が県出身のメダリストの輩出などを目標として掲げております。県教育委員会では、これらの目標達成に向けて、ジュニア期からトップアスリートまでの一貫した強化システムの構築が必要であると考え、みやぎジュニアトップアスリートアカデミーの設置や県体育協会を通じた競技団体などへの強化費の助成、関係団体と連携した指導者研修会を行うなど、オール宮城の力を結集してスポーツ環境の充実に努めております。更に、来年度からは、平成 29 年度のインターハイで一人でも多くの入賞者が出ることを目指し、選手強化に重点を置いた取り組みを進めてまいります。

また、障害者スポーツのアスリート育成については、我が県では佐藤真海さんという素晴ら しいお手本があり、それに続く選手の育成が重要であると考えております。この点では、今年 度からパラリンピックなどの世界大会を目指す県内選手やチームを対象として奨励金を支給 するなどの支援が民間企業より実施されており、今後もアスリート育成を初めとし障害者スポーツの更なる振興に努めてまいります。

【大綱3 領土教育の充実と正しい日本地図の活用について】

質問 16 発達段階に応じた領土教育の指導方法

領土に関する教育はどのように改訂されたのか、小学校、中学校、高校それぞれ発達段階に応じた学習内容と、その指導方法について具体的にお聞かせください。

答弁 16. (高橋仁教育長)

日本人としての自覚と誇りを持ち、グローバルに活躍できる人材を育成していくことが求められる中、我が国の領土について正しく理解させることは大変重要であり、学習指導要領解説の一部改訂を受け、各学校では、文部科学省から示された領土問題に関する資料や地図の補助教材を活用するなど、領土に関する授業の一層の充実が図られているものと認識しております。小学校では、高学年の社会科において地図帳や白地図等を活用して我が国の位置と領土を調べさせるなど、具体的に領土をとらえさせる授業を行っております。中学校では、領土だけでなく領海、領空などを一体的に扱うことで、国境が持つ重要性について理解を深めさせるとともに、北方領土と竹島に加え尖閣諸島を取り上げ、地理的な見方や歴史的経緯などのさまざまな視点から指導をしております。高校では、中学校社会科の学習を踏まえ、習得した知識や技能を活用し、その内容を考察したり自分の考えを論述したりすることを通して、領土についての見方や考え方を深めさせるとともに、国際社会に主体的に生きる資質を培う教育を行っているところであります。

質問 17 小中学校への正しい日本地図の配布・掲示及び領土教育の充実

近隣国との関係も把握でき、あるようでない日本全図が示されております正しい日本地図の取り組みを、宮城県としても県立学校全教室や教育施設に配布、掲示し、領土教育の充実を図っていくべきであると提案いたしますが、ご所見をお伺いします。また、県内の市町村教育委員会に働きかけ、県内の小中学校の全教室にも配布、掲示すべきであると考えますが、教育長のご所見をお伺いします。

答弁 17. (高橋仁教育長)

自国の領土を正しく理解する上で地図を効果的に活用することは重要であり、各学校においては、社会科や地理歴史科などの学習の際に、地図を活用しながら理解を深めるよう指導しているところであります。具体的には、教育課程研究集会などの機会をとらえて、領土に関する適切な学習について指導するとともに、日本の国土全域及びその周辺が正しい位置関係であらわされている地図の利活用についての通知を発出し、県立学校及び市町村教育委員会に周知したところであり、引き続き領土教育の充実に努めてまいります。

質問 18 領土教育における教科書改訂までの期間

ただいまの答弁では通知を出すという話と受け取ったのですが、改訂内容が教科書に反映されて領土に関する学習がより明確になるまでは少し時間がかかると思うのです。そこにおける教科書改訂までの期間を改めて確認したいため、教科書の内容変更はいつごろになるのか、小学校、中学校、高校に分けてお聞かせください。

答弁 18. (高橋仁教育長)

中学校の改訂時期は平成 28 年度というように承知をしております。小学校、高校については、小学校は既に改訂をされているところだと理解をしております。今、教科書が新しくなるまでの間ということでの御質問だったというように理解をしておりますが、小学校、中学校で使われている地図帳については、既に正しい位置関係が示されたものを利用しているところでございます。

質問 19 教科書改訂までの正しい日本地図配布・掲示の方法

平成 28 年度までは、通知を行っても各教育現場の中で、それぞれ温度差が出てくるのではないかと思うのですが、そういった趣旨で具体的に配布、掲示がどのように行われていくのか、明確にお答えいただきたいと思います。

答弁 19. (高橋仁教育長)

県立学校に関して申し上げますと、来年度、各学校に正確な位置が示された地図を配布するということで準備を進めているところでございます。なお、国土地理院の資料ということで、これは無料でダウンロードできる形になっておりまして、そういったことで、各学校でもダウンロードして使うことができるということも併せてお知らせをしているところでございます。市町村教育委員会に対しては、今のような形で通知をこれまでしているところでありまして、まずは、県立学校について来年度、そういったことを取り組みながら、市町村教育委員会に対しても、そういった情報提供を改めてしていきたいと考えております。